

医療機関等における 賃上げ・物価上昇に対する 支援給付金 のご案内



医療機関等における賃金上昇・物価上昇の影響を踏まえ、
賃上げの実施 と 診療等に必要な経費の負担軽減 を支援します。

申請受付期間

令和8年 **4月20日** 月 ~ **5月31日** 日

1 診療所等賃上げ支援事業

対象職員のベースアップを行う
施設を支援 [対象施設]

有床診療所(医科・歯科) / 無床診療所(医科・歯科)
薬局 / 訪問看護ステーション

2 診療所等物価支援事業

物価上昇の影響を受ける
施設を支援 [対象施設]

有床診療所(医科・歯科) / 無床診療所(医科・歯科)
薬局

1 2 [対象要件(共通)]

- 広島県内に所在していること
 - 保険医療機関コードが発行されていること
 - 令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬請求実績があること
- (※ 1 診療所等賃上げ支援事業は上記とあわせて、下記の要件が必要となります)
- 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届けている施設 (詳細は、要綱をご確認ください)
 - 対象職員のベースアップを実施すること
 - 対象期間は令和7年12月~令和8年5月 (令和7年12月~令和8年3月分は一時金・特別手当での対応も可能)
 - 令和8年6月1日以降もベースアップ水準を維持または拡大すること

対象外となる主な者

- 支援対象施設の管理者
- 開設法人の理事長
- 個人事業主
- 薬局の開設者

原則 **WEB申請** とします

(郵送申請希望の場合は事務局へお問い合わせください。)

複数の施設を運営している事業者は、まとめて申請いただけます。

詳しくはこちらをご確認ください。専用ホームページ ▶ <https://hiroshima-iryo.jp>



支援を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

	診療所等賃上げ支援事業 基準額	診療所等物価支援事業 基準額
有床診療所	使用許可病床数3床以上 1床あたり 72,000円	使用許可病床数14床以上 1床あたり 13,000円
有床診療所	使用許可病床数2床以下 1施設あたり 150,000円	使用許可病床数13床以下 1施設あたり 170,000円
無床診療所	1施設あたり 150,000円	1施設あたり 170,000円
薬局	同一グループ1~5店舗 1施設あたり 145,000円	同一グループ1~5店舗 1施設あたり 85,000円
薬局	同一グループ6~19店舗 1施設あたり 105,000円	同一グループ6~19店舗 1施設あたり 75,000円
薬局	同一グループ20店舗以上 1施設あたり 70,000円	同一グループ20店舗以上 1施設あたり 50,000円
訪問看護 ステーション	1施設あたり 228,000円	—

[注意事項] ●他の国・県の補助等と対象経費の重複受給は不可 ●取組中止・廃止時は承認が必要 ●賃上げ支援事業は実績報告書の提出が必要
●帳簿書類は5年間保存 ●暴力団排除規定あり

WEB申請について

- 1 別紙にて通知の**申請コード**と**初期パスワード**をご準備ください。
- 2 表面記載の公式HPを確認の上、**WEB申請フォーム**へお進みください。
- 3 左記画面にて**申請コード**と**初期パスワード**をご入力ください。
 - パスワード変更の指示が出て参ります。
 - 申請内容を確認する際に必要になるため、変更後のパスワードは各自で設定をいただき忘れないよう保管ください。**
- 4 **初期ログイン時**に登録のメールアドレスへ**発信**が参ります。そちらを利用し、**申請内容の登録**を行ってください。
- 5 **事業者登録後**、支援対象となります項目に関し、必要情報の入力を行ってください。

申請に関する詳細は、専用ホームページをご覧ください。

[お問い合わせ]

広島県医療事業者支援事業事務局

電話 **082-241-0891**

開設時間 9:00~17:00(平日のみ)